

○短縮措置事例（課徴金減免関係を除く。）

（東京都）

東京都が発注した公共工事で履行上の事故が発生したが、被災者に対して適切な事後処理を行ったので短縮規定を適用したものの。

（長野県）

平成17年度（平成17年9月29日）に国土交通省や日本道路公団が発注した鋼橋上部工事に係る排除勧告において、応諾しなかった2者に対し、「入札参加制限」（指名停止措置ではないが、指名停止措置に準じた内容及び期間）をした。当該2者が平成18年に同意審決となった時点で指名停止措置を行ったが、すでに指名停止措置に準じた措置を行っていたことから、通常の指名停止期間の2分の1の期間で指名停止措置を行った。

（滋賀県）

平成16年度頃、県内で独禁法違反が頻繁に発生したことから、勧告があった時点で、指名停止に準じて1か月の指名対象外の措置をとり、審決があった時点で、この1か月分を差し引いて指名停止した事例があった。

（広島県）

入札金額錯誤について適用した。（短期1ヶ月→15日間）

（福岡県）

公正取引委員会が行った国土交通省、独立行政法人水資源機構及び農林水産省が発注する水門設備工事の入札参加者らに対する排除措置命令、課徴金納付命令等（H19.3.8）において、排除措置命令又は課徴金納付命令のいずれか片方のみであった資格者に対し、短期2分の1規定を運用し指定停止措置を行った。

（熊本）

本年1月、電子入札の入札参加者が桁を間違えて応札し落札者となったが、契約を辞退したのに対し、短期2分の1規定を適用し指名停止措置を行った。

（鹿児島）

本年8月、トンネル工事の粗雑施工に係る請負業者側の内部告発があり、当該請負業者側がこれを認め、謝罪を申し入れ、工期内に工事をすべてやり直すこととなったが、大惨事につながるおそれがあったとして、短期の2分の1の期間の指名停止措置を行った。